



# 信書便事業に係る動向等について

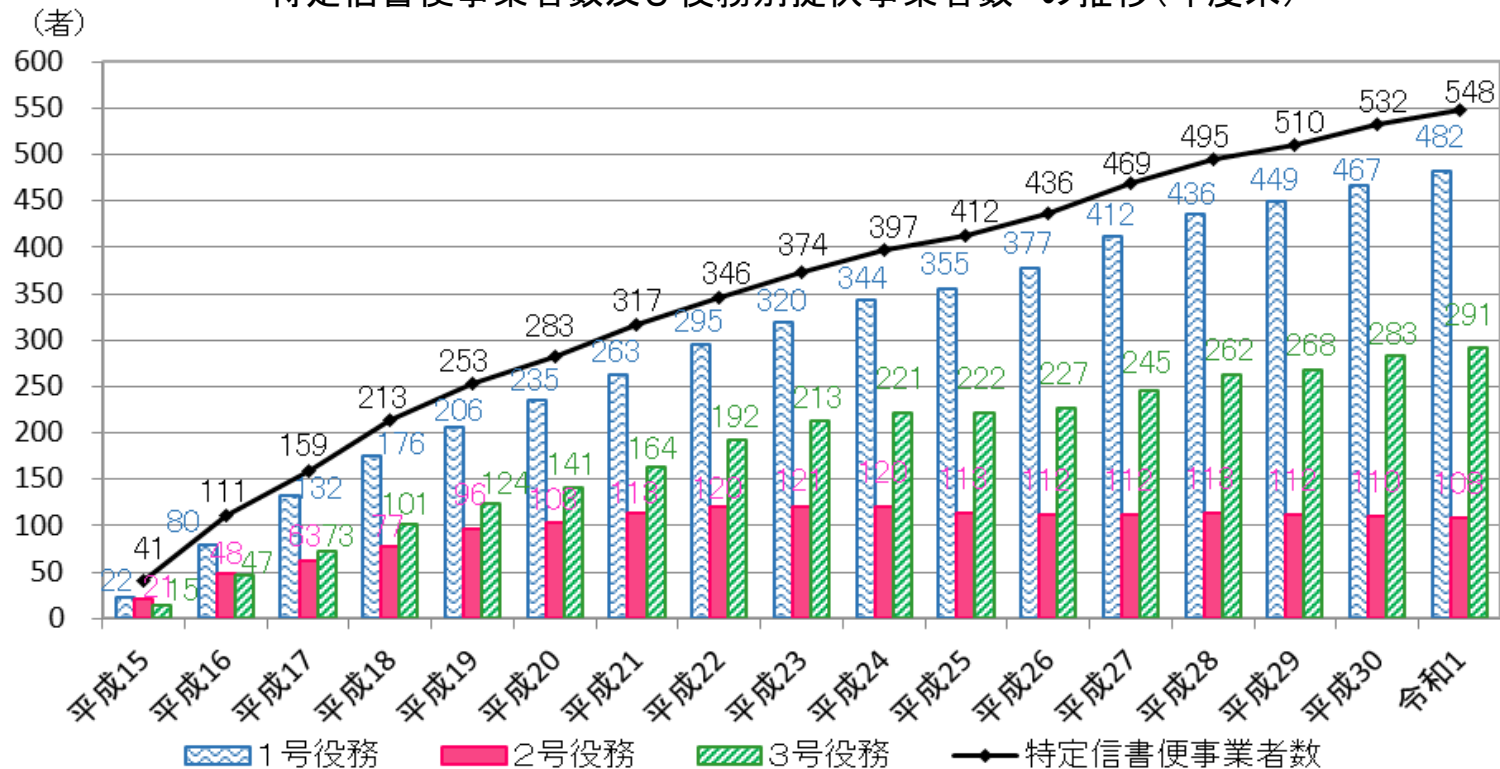
令和2年10月16日  
総務省 情報流通行政局  
郵政行政部 信書便事業課

# 信書便事業の現況

## (1) 特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

- 令和元年度末時点で548者が参入している。昨年度末から16者の増加となっている。
- 役務別では1号役務を提供している事業者数が482者と最も多く、次いで3号役務が291者、2号役務が108者となっている。

特定信書便事業者数及び役務別提供事業者数\*の推移(年度末)

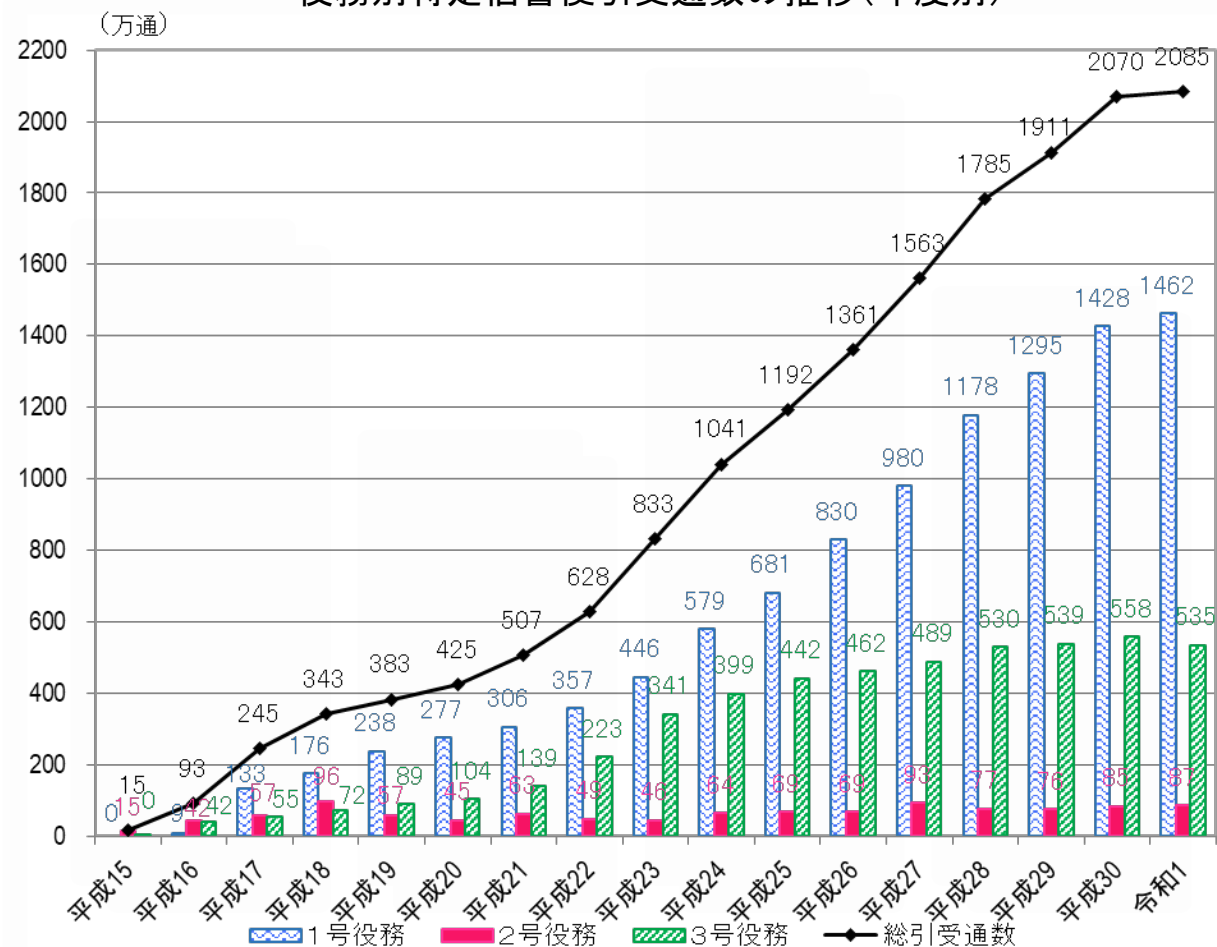


\* 複数の役務を提供する事業者があるため、役務別提供事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しない。<sup>2</sup>

## (2) 信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

- 令和元年度の総引受通数は約2,085万通で、前年度からほぼ横ばい(15万通増加)となっている。
- 令和元年度の総引受通数に占める各役務別引受通数の割合は、1号役務が70.1%で最も大きく、次いで3号役務が25.7%、2号役務が4.2%となっている。

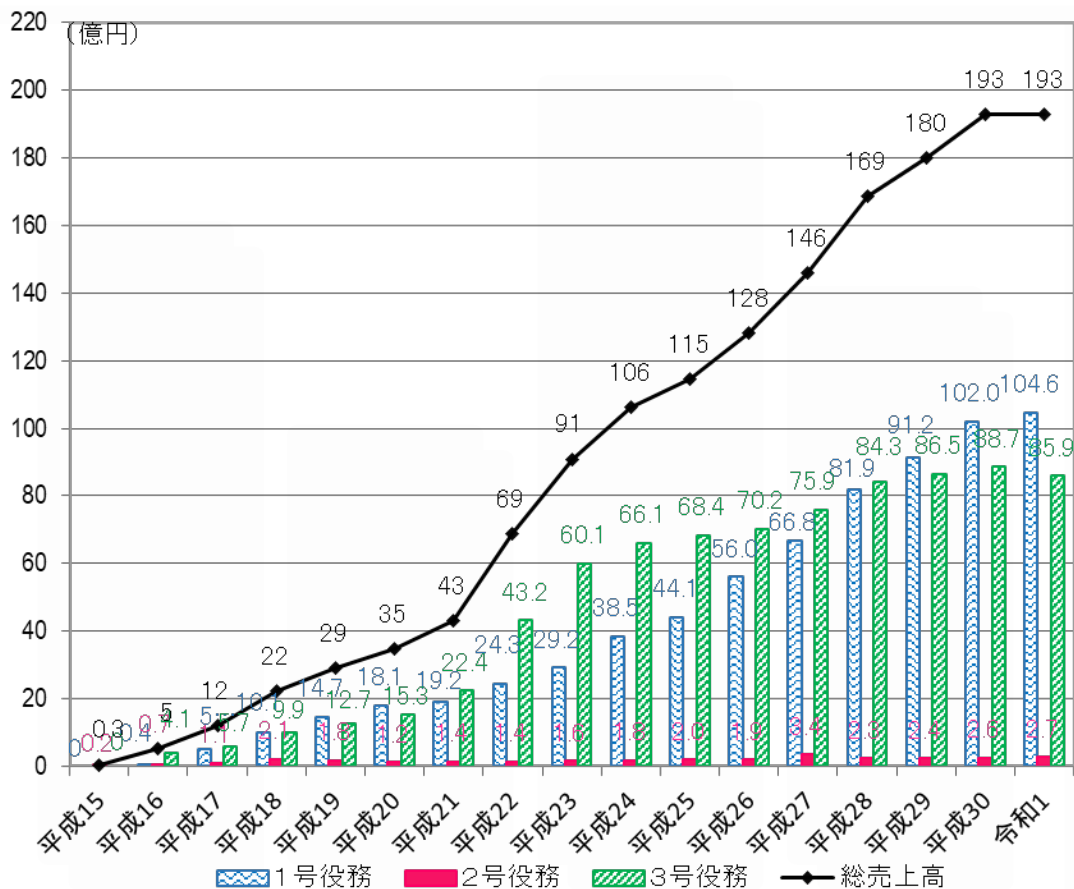
役務別特定信書便引受通数の推移(年度別)



### (3) 信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

- 令和元年度の売上高総額は約193億円で、前年度からほぼ横ばい（△0.3億円）となっている。
- 令和元年度の売上高総額に占める各役務別売上高の割合は、1号役務が54.2%で最も大きく、次いで3号役務が44.5%、2号役務が1.4%となっている。

役務別特定信書便売上高の推移(年度別)



#### (4) 役務別の事業者数、引受通数及び売上高の傾向等

- 特定信書便事業全体では事業者数については、法律の施行以来一貫して増加傾向。引受通数及び売上高は、平成30年度までは増加傾向であったが、令和元年度は、同年度からほぼ横ばいとなった。
- 1号役務の事業者数、引受通数及び売上高は、増加傾向が続いている。(5年前と比較すると、事業者数が1.3倍、引受通数が1.8倍、売上高が1.9倍になっている。)
- 2号役務の事業者数、引受通数及び売上高は、近年ほぼ横ばいが続いている。
- 3号役務の事業者数は近年微増傾向で、令和元年度末も平成30年度末から微増となった。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で特に電報類似サービス等の需要の減少があったと思われ、平成30年度から引受通数は23万通の減少(△4.1%)、売上高は2.8億円の減少(△3.2%)となり、法律の施行以来初の減少となった。

# 検査等の種類と概要

種 類	概 要
新規事業者検査	事業の開始、事業の譲受け、事業の承継または相続の後に、初めて信書便物の引受があった事業者に対して実施する検査
計画検査	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正でなかった事業者、前回の検査または自主点検報告の後に法令違反の事実があった事業者等に対して実施する検査
特別検査	過去の検査、行政処分の状況、重大事故の発生等を踏まえ、随時に実施する検査
自主点検報告	前回の検査の結果または自主点検報告の確認結果が適正であった事業者が、自ら点検した結果について、総務省に行う報告

## 近年の検査・自主点検報告で指摘された主な不正事項

不正事項	不正内容例
無認可の業務委託	<ul style="list-style-type: none"><li>・総務省の認可を受けずに業務委託していた。</li><li>・総務省の認可を受けた者とは別の者に業務委託していた。</li></ul>
信書便物であることの非表示	<ul style="list-style-type: none"><li>・信書便物に信書便物であることの表示がされていなかった。</li><li>・信書便物に信書便事業者の名称等が表示されていなかった。</li></ul>
従業員教育の未実施	従業員に対し、信書便事業に関する教育訓練が計画的に実施されていなかった。
信書便約款によらない役務提供	改正信書便法施行(平成27年12月)前の信書便約款のまま、改正後のサイズで1号役務を提供していた。
標準信書便約款の不正適用	一般貨物自動車運送事業者または貨物軽自動車運送事業者でないのに、標準信書便約款を適用していた。

# 信書便制度の周知広報

## ○ 制度説明会

利用者及び事業者向け説明会を全国で実施

※今年度は、各総合通信局等で、原則Web会議による開催を調整・検討中

## ○ 個別訪問説明

主な訪問先：自治体、病院、学校、経済団体、企業等

## ○ 周知用ポスター

主な掲示先：国、自治体、信書便事業者等

## ○ 周知用チラシ

主な配布先：自治体、信書便事業者、企業等

## ○ 信書便年報

主な配布先：自治体、図書館、業界団体、企業等

## ○ 総務省ホームページ年報

「信書便事業のページ」



周知用ポスター(A2版)  
周知用チラシおもて(A4版)



信書便年報(A4版冊子)



# 総務省ホームページ「信書便事業のページ」

「信書便事業」で検索してください



信書便事業

検索

(又はこちらのURLを入力 [http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo\\_top.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html))

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications  
ご意見・ご提案 ENGLISH(TOP) ENGLISH(ICT POLICY) アクセシビリティ 障がい者対応ツール 文字サイズの変更 小 標準 大  
ENHANCED BY Google

総務省の紹介 広報・報道 政策 組織案内 所管法令 予算・決算 申請・手続  
政策評価

総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

## 郵政行政

- 郵政行政
- 郵政改革
- 郵政事業
- 信書便事業
- 郵便局活性化推進事業
- 郵便局舎の相続税特別
- 郵政行政消費者相談

### 郵政改革

- 郵政民営化推進本部
- 郵政民営化委員会
- 日本郵政株式会社
- 満期を過ぎた郵便貯金・簡易生命保険はありませんか？  
郵政管理・支援機構

## 信書便事業のページ

### 制度について

- 信書便制度について
- 信書便制度周知用チラシ
- 動画
- 信書のガイドライン
- 信書便関連法令

（このポスター・チラシは周知活動として広報誌などにご活用いただけますが、使用の際は事前に主幹担当までご相談ください。担当者連絡先：03-5263-5974）

知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～

- フローバンド
- ブロードバンド
- YouTube

許可申請等に関すること

- 申請の手続について
- 信書便事業に関する申請等の手引
- 許可申請等の申請先及び問い合わせ先

### 統計資料

- 信書便年報
- 特定信書便事業の現況(平成30年度)

### その他

- 信書便制度説明会の開催について
- 信書便事業者との意見交換会
- 「特定信書便マーク」について
- 信書便事業者一覧

- ダイレクトメール
  - 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
  - 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの
- その他
  - 説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

より詳しく知りたい方へ

- 「信書に該当する文書に関する指針」(平成26年4月1日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集(平成27年4月21日更新)
- 「信書に該当する文書に関する指針(案)」パブリックコメントにおける御意見に対する総務省の考え方

## 信書便関連法令

### 法律

- 民間事業者による信書の送達に関する法律

### 政令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令

### 省令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則

### 訓令

- 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準

### 告示

- 民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物
- 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン
- 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款
- 貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款

**「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」**

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- ・ 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- ・ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- ・ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

## 電磁的記録物は信書ではない

電磁的記録物(例:情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの)は、そこに記載された情報が人の知覚によって認識することができないものであり、「文書」とはならないため、信書に該当しない。

## 信書の送達に関するQ&A(よくある質問)

### Q1 特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか？

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

(例)

- ・来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合
- ・店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

※ ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

(例)

- ・会員限定のセールスの開催案内を会員に送付する場合
- ・顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合

また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例)

- ・本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合

## 信書の送達に関するQ&A(よくある質問)

Q2 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に差し出すことは、信書の送達に該当しますか？

信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。

Q3 受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達に該当しますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

## 信書の送達に関するQ&A(具体的な事例)

Q1 顧客に送る商品サンプルは信書に該当しますか？

商品サンプルは、文書に該当しないため、信書には該当しません。  
(類例) 鍵、カードキー、花束

Q2 論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため  
信書には該当しません。

(類例) 作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子

Q3 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には  
、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当し  
ます。

## 信書の送達に関するQ&A(具体的な事例)

### Q4 車検証は信書に該当しますか？

車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車が保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

(類例) 血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

ご清聴ありがとうございました。